

1930 年国家記念物法

= 目次 =

- 第1条 略称
- 第2条 定義
- 第3条 費用
- 第4条 廃止
- 第5条 国家記念物の後見人
- 第6条 廃止された法律に基づく後見関係
- 第7条 理事への後見関係の譲渡
- 第8条 保存命令
- 第9条 保存命令の効果
- 第10条 理事又は地方当局への国家記念物の贈与
- 第11条 理事による国家記念物の取得
- 第12条 後見人による国家記念物の整備
- 第13条 記念物の博物館への移転
- 第14条 国家記念物に対する損傷の禁止
- 第15条 理事による助言他
- 第16条 国家記念物への公衆の入場
- 第17条 国家記念物での埋葬
- 第18条 歴史的な重要性を有する国家記念物への銘板の設置
- 第19条 国家記念物での広告の制限
- 第20条 理事による国家記念物の点検
- 第21条 国家記念物諮問評議会
- 第22条 地方諮問委員会
- 第23条 考古物発見の報告
- 第24条 考古物輸出の禁止
- 第25条 考古物への損傷等の禁止
- 第26条 考古学目的での発掘の制限
- 第27条 1903年アイルランド土地法第14条の修正

アイルランド共和国 (Saorstát Éireann) の国家記念物の保護及び保存並びに考古物の保存について規定し上記の問題に関連するその他の問題について規定する法律

[1930年2月26日]

アイルランド共和国議会(Oireachtas of Saorstát Éireann)により以下の通り制定される。

第1条【略称】

本法は、1930年国家記念物法として引用することができる。

第2条【定義】

本法において、

「大臣」との表現は、財務大臣を意味する。

「理事」との表現は、アイルランド公共事業理事を意味する。

「地方当局」との表現は、郡議会、郡又はその他の村の議会、及び都市区域議会を意味し、包含する。

「所有者」という用語は、国家記念物に関連して用いられる場合には、その実際の所有及び占有の資格を与える、かかる地所又はかかる記念物に対する権利を当面有している人を意味する。

「記念物」という用語は、地上又は地下の、地面に付着している又は付着していない人工的又は一部人工的な建物、構造物、又は建築物、及び、人工的に彫られ、刻まれ、手が加えられたか、もしくは意図的に配置されたと思われる地面の一部を形成する、もしくは(それが地面の一部を形成していない場合には)その地面に取り付けられているもしくは取り付けられていない、洞窟、石、又はその他の自然生成物、及び、先史時代又は古代の墓、墓所もしくは埋葬地を含むが、当面宗教目的で常用されている建物は含まない。

「国家記念物」との表現は、それに付される歴史上、建築上、伝統上、芸術上、又は考古学上の関心の故に、その保存が国家的重要問題である記念物もしくは記念物の遺構を意味し、本法可決の直前まで、1882年古代記念物保護法が適用されていたアイルランド共和国内の全ての記念物も含み(が、上述の一般定義の解釈を限定、拡大又はその他の影響を与えるためではない)、当該表現は、記念物自体に加えて、記念物の敷地及びそこへのアクセス手段、並びに、塀囲い、屋根覆い、又はその他の形で記念物を保存し、あるいはそのアメニティを保存するのに必要な、サイトに隣接する部分の土地をも含む、と解釈される。

「整備する」という語は、国家記念物に関連して用いられる場合には、かかる記念物の清掃、修復、柵囲い、塀囲い、及び屋根覆い、並びにその保存又は保護に必要又は適切なその他全てのこの実行を含み、同語源の語は然るべく解釈される。

「考古物」という表現は、それに付される考古学的関心の故に、あるいは、アイルランドの歴史上の事件又は人物との関連の故に、それに内在する価値(芸術的価値を含む)よりはるかに大きい価値を有する、加工された、もしくは一部加工された、又は加工されていない状態の動産を意味し、上記表現は、古代の人間及び動物の遺骨を含み、国家の権利が放棄されていない埋蔵物を含まない。

第3条【費用】

1.本法の実行において大臣が被る費用は、アイルランド議会により与えられる金銭から支払われる。

2.本法の施行において理事及び教育大臣それぞれが被る費用は、大臣により認可される範囲内で、アイルランド議会により与えられる金銭から支払われる。

3.本法の施行において地方当局が被る費用は、救貧税([poor rate](#))により、また郡議会の場合には、全郡税([county-at-large charge](#))として、調達される。

4.1869年アイルランド教会法の第25条1項のうち、同項に言及される教会、建物、及び構造物の整備に、同項に基づきアイルランド教会財産理事によりその事務局長に支払われる金額を充当することを理事に要求する部分は効力を失い、それに代わって、本法可決時に理事又はその事務局長により保有されており、アイルランド教会財産理事によりかかる事務局長にかように支払われるかかる金額に相当する投資及び基金は、大臣が命じる仕方で大蔵省のために支払われ、又は処分されることが、本法により制定される。

5.理事又は地方当局は、自らが所有者又は後見人である国家記念物の、自らによる整備の費用のために、任意の寄付金を受け入れることができる。

第4条【廃止】

本法付属書に述べられている法律規定は、本条により、当該付属書の第3列に指定されている範囲で廃止される。

第5条【国家記念物の後見人】

1. 国家記念物(その管理人として雇用されている人又はかかる管理人の家族以外の人により、住居として占有されている建物ではない)の所有者は、捺印証書により、かかる記念物に影響を及ぼすいかなる信託、公共目的、土地先取特権又は担保権にもかかわらず、

(a) 理事の同意を得て、理事をかかる記念物の後見人に任命する、又は

(b) その職掌区域内にかかる記念物が位置する地方当局の同意を得て、かかる地方当局をかかる記念物の後見人に任命する

ことができる。

2. 地方当局が、本条に基づく捺印証書(deed)により、国家記念物の後見人人に任命される場合は常に、かかる地方当局は直ちに、かかる任命及び記念物の性質及び状況を理事に通知する。

3. 理事又は地方当局が、本条に基づく捺印証書により、国家記念物の後見人人に任命される場合は、以下の結果を伴う。すなわち、

(a) かかる記念物内の財産は、同等の不動産上の権益については、引き続きかかる記念物の当面の所有者に帰属したままとし、かかる捺印証書が作成されなかったかのように、同等の信託、公共目的、土地先取特権及び担保権に従うが、本法により理事又はかかる地方当局(場合に応じていずれか)に付与又は賦課される特権、権限及び義務に従う。

(b) かかる捺印証書は、同証書を作成した所有者、及び、以後かかる所有者を通して又は同人に基づいて請求する全ての人に対して拘束力を有するものとし、また、かかる捺印証書の作成の直前にかかる所有者により有価約因による売却によりかかる記念物を譲渡されるその他全ての人に対して、その時及びそれ以後拘束力を有するようになり、その時かかる土地に対する土地先取特権又は担保権を有する全ての人、及び、かかる人を通して請求するいかなる人に対しても拘束力を有する。

(c) かかる捺印証書作成後にかかる記念物の所有者になり、かかる捺印証書によって拘束されない人は、かかる所有者である間はいつでも、理事及び地方当局に終了を書面で通知することにより、かかる記念物に関する理事又はかかる地方当局(場合に応じていずれか)の後見人指定を終了することができるが、かかる通知がかように与えられない限り、又は与えられるまでは、かかる後見関係は、かかる所有者がかかる捺印証書により拘束されているかのように、全面的に継続する。

第6条【廃止された法律に基づく後見関係】

本法の可決直前に、理事又は地方当局が、本法により廃止される法律に基づき作成された捺印証書により、国家記念物の後見人人である場合には、以下の規定が効力を有する。すなわち、

(a) かかる捺印証書は、本法が可決されなかったら拘束されたであろう全ての人に対して拘束力を有する。

(b) 所有者(かかる捺印証書がそれに基づいて作成された法律によって定義される)は、かかる記念物に対して、場合に応じて理事又は地方当局のいずれかがその記念物の後見人に指名されなかった場合にかかる所有者が有したであろうものと、あらゆる点で同一の不動産権、権利、権原、及び権益を有する。

(c) 理事又は地方当局(場合に応じていずれか)は、かかる捺印証書により拘束されないかかる記念物の所有者による、理事又は地方当局(場合に応じていずれか)に与えられる書面通知により、かかる後見関係が終了されるまでは、理事又は地方当局(場合に応じていずれか)は引き続き、かかる捺印証書により、かかる記念物の後見人であり続ける。

(d) 理事又は地方当局(場合に応じていずれか)は、本条に含まれる何物にもかかわらず、自らが後見人である国家記念物に関して、本法により自らに付与又は賦課された全ての権限、特権及び義務を有する。

第7条【理事への後見関係の譲渡】

1.地方当局が、本法に基づく捺印証書により、国家記念物の後見人人に任命される場合には、かかる地方当局は、かかる記念物の所有者の同意と理事の同意を得て、捺印証書により、かかる後見関係を理事に譲渡することができ、かかる譲渡が行なわれ次第、かかる地方当局をかかると後見人に任命するかかる捺印証書はその時以降、本法に基づき、理事をかかると後見人に任命すると表現されているかのような効果を生じる。

2.本法又は本法により廃止される法律により、理事が国家記念物の後見人人に任命された場合には、理事は、かかる記念物の所有者の同意と、その職掌区域にかかると後見人が位置している地方当局の同意を得て、捺印証書により、かかる後見関係をかかる地方当局に譲渡することができ、かかる譲渡が行なわれ次第、理事をかかると後見人に任命するかかる捺印証書はその時以降、上記地方当局をかかると後見人に任命する本法に基づく捺印証書としての効果を生じる。

第8条【保存命令】

1.諮問評議会その他による報告書により、大臣の意見では国家記念物である記念物が、破壊、損傷、又は除去される恐れがあるか又は実際にそうされている、あるいは懈怠により崩壊しつつあると思われる場合、大臣が判断する場合には、大臣は命令(本法では保存命令と呼ばれる)により、かかる記念物の保存を理事に委任することができる。

2.大臣はいつでも、諮問評議会に相談した後に出される命令により、保存命令を取り消すこ

とができる。

3.全ての保存命令及び保存命令を取り消す全ての命令は、出された後できるだけ早期に、議会(Oireachtas)両院に提出されるものとし、議会両院のいずれかがかかる命令の取消しを審議してから21日以内に決議が同院により可決される場合には、かかる命令は然るべく取り消されるが、それに基づき行なわれたそれまでのことの有効性には実態的效果を有さない。

第9条【保存命令の効果】

国家記念物に関して保存命令が出された場合には、かかる命令が取り消されるまで、かかる記念物に関して、以下の規定が効果を生じる。すなわち、

- (1) 理事によりそのために正式に授権された担当官は、いつでも、かかる国家記念物を点検及び審査することができ、その目的のために、かかる記念物及びその他の土地又は構内に立ち入ることができる。
- (2) かかる記念物が、その管理人として雇用されている者又はその人の家族以外の者により、住宅として占有されていない限り、理事は、そうすることが適切と考える場合には、大臣の同意を得て出される命令により、自らをかかる記念物の後見人に任命することができる。
- (3) 自らを国家記念物の後見人に任命する理事の命令は、かかる記念物に関する保存命令が有効に存続する限り、有効であり続けるものとし、かかる継続期間中は、理事が本法に基づく捺印証書によりその後見人に任命されていたら有していたであろうものと同様の、かかる記念物に関する権限及び義務が理事に付与又は賦課される。

第10条【理事又は地方当局への国家記念物の贈与】

不動産上の権益について、国家記念物を占有又は所有している人は、(課されている制限及び法律により要求される同意を条件として)捺印証書又は遺言により、それに対する自らの上記の不動産上の権益について、かかる国家記念物を、理事又はその職掌区域にかかる記念物が位置している地方当局に、譲渡、(不動産)遺贈又は(人的財産)遺贈ことができ、上記地方当局は、自らが適切と考える通りに、かかる譲渡、(不動産)遺贈又は(人的財産)遺贈を承諾又は拒否することができる。

第11条【理事による国家記念物の取得】

1.理事は、大臣の同意を得て、取得することが適切と自らが考える国家記念物を、強制的に又は契約により取得することができ、理事は、自ら又は地方当局がその後見人であるか否か

にかかわらず、また保存命令が有効であるか否かにかかわらず、国家記念物をかように取得することができる。

2.本条に基づく理事による国家記念物の取得の解釈上、土地条項諸法(Lands Clauses Acts)が、以下の修正を加えて、本法に組み込まれる。すなわち、

(a) 余剰地の売却及び特別法及び 1845 年土地条項統合法の(土地税及び救貧税に関連する)第 113 条の利用に関する諸規定は、本法に組み込まれない。且つ

(b) 本法及び組み込み法の解釈において、本法は特別法とみなされ、理事は事業の発起人とみなされる。且つ

(c) 1845 年土地条項統合法の第 85 条により要求される債務証書(bond)は、理事の法人印を押印するものとし、同条に言及される保証の追加なしで十分である。且つ

(d) 1919 年土地取得(補償額査定)法の第 2 条に含まれる規則は、これらの規則のうち規則(2)の適用において、輸出のための売却時の価格を考慮に入れてはならず、従って同規則における「公開市場で売却される」という表現は、アイルランド共和国内に保持される売却のみを指すと解釈されるものとし、個人的感傷的感想を斟酌してはならない、と修正して適用する。

3.本条に基づく国家記念物の取得に対して支払われる価格又は補償及びかかる取得に関連して理事が被る費用は、大臣が承認する範囲で、議会在規定する金銭から支払われる。

4.理事は、土地購入年金(land purchase annuity)又は土地購入契約の対象であるか、又はアイルランド土地委員会が獲得したかもしくは獲得中の土地にある、又はその一部を成す国家記念物を、アイルランド土地委員会の同意なしに、本条に基づき、取得してはならない。

第 12 条【後見人による国家記念物の整備】

1.理事又は地方当局が国家記念物の所有者又は後見人である場合には、理事又はかかる地方当局(場合に応じていずれか)は、かかる記念物を整備するものとし、自らが後見人を務める記念物の場合には、それを点検し、その整備に必要又は適切と自らが考える資材を搬入し、かように考える行為を行なうことを目的として、自身、その職人、代理人及び認可業者にかかる記念物への自由な接近を許可する。

2.理事又は地方当局が国家記念物の所有者又は後見人である場合には、理事又はかかる地方当局(場合に応じていずれか)は、かかる記念物の所有者又はその他の人と、同人自身の費用負担又は理事もしくはかかる地方当局(場合に応じていずれか)の費用負担のいずれかで、かかる所有者又はその他の人によるかかる記念物の整備について合意することができる。

第13条【記念物の博物館への移転】

1. 理事又は地方当局が、地面に付着もしくは接着していないか、あるいは、かように付着もしくは接着しているが、記念物自体又はそれが付着もしくは接着している地面を損傷することなく移動できる国家記念物の所有者である場合には、理事又はかかる地方当局(場合に応じていずれか)は、記念物の保護又は保存のために、又は考古学の利益のために、又はその他の理由で、そうすることが望ましいと自らが考える場合には、かかる記念物を移転し、大臣により当面承認されているアイルランド共和国内のいずれかの公共博物館にそれを預託し、預託し続けることができる。

2. 本条に基づき公共博物館に預託される全ての国家記念物は、かように預託されている間、かかる博物館の他の展示物と同様に、公衆の閲覧に供される。

第14条【国家記念物に対する損傷の禁止】

1. 理事又は地方当局が所有者又は後見人であるか、あるいはそれに関して保存命令が有効である国家記念物に対して、何人たりとも(同人が記念物の所有者であるか否かを問わず、またそれに対する不動産上の権益を占有又は所有しているか否かを問わず)国家記念物に以下の行為を行なうことは非合法である。すなわち、

(a) 以下に言及される同意なしに、又はそれに従う以外の形で、かかる国家記念物を、その全部又は一部を破壊又は除去し、あるいは美観を損じ、摩損し、改変し、又は何らかの形で損傷もしくは勝手にいじること、あるいは

(b) 以下に言及される同意なしに、又はそれに従う以外の形で、かかる国家記念物の内部、周囲、もしくは近辺を発掘、掘削、耕作又はその他の形で掻き乱すこと、あるいは

(c) かかる国家記念物又はその一部を輸出のために売却するか、又は輸出すること。

2. 前項に言及された同意は、理事が所有者又は後見人であるか、あるいはそれに対して保存命令が有効である国家記念物の場合には、理事の書面同意であり、地方当局が所有者又は後見人である国家記念物の場合には、理事とかかる地方当局の共同同意である。

3. 理事及び全ての地方当局はそれぞれ、考古学の利益のため又はその他の理由により、そうすることが適切と自らが考える場合には、前項に述べられた通りに、本項により、かかる同意を与える権限が与えられ、更に、本項により、かかる同意に自らが適切と考える全ての条件及び制限を付ける権限が与えられる。

4. 本条の上記の規定のいずれかに違反する行為又は所業を行なう人は全て、本条に基づく

犯罪に関して有罪とし、それについての陪審によらない有罪判決により、50 ポンドを超えない罰金又は、裁判所の裁量により、六ヶ月を超えない期間の禁錮、あるいはかかる罰金及びかかる禁錮の両方に処せられる。

5.ある人が本条に基づく犯罪に関して有罪を宣告される場合には、同人に有罪を判決する裁判所は、かかる有罪判決時に、本項に基づき課される罰に加えて、かかる人に対して、理事が犯罪対象たる国家記念物の所有者もしくは後見人である場合、又はかかる記念物に関して保存命令が有効である場合には、理事に、あるいは地方当局がかかる記念物の所有者もしくは後見人である場合には、かかる地方当局に、犯罪遂行によりかかる記念物に加えられた損傷を修繕する妥当な費用と裁判所が定める金額を支払うよう命じることができ、かかる金額は、かかる金額が小額債務(civil debt)であり、かかる命令が小額債務の支払についての裁判所の判決であるかのように、理事又はかかる地方当局(場合に応じていずれか)により徴収可能であるものとし、かかる金額は全て、理事又はかかる地方当局により徴収されたときには、当該損傷の修繕に当てられる。

6.本条のいかなる規定も、理事又は地方当局が所有していない国家記念物に関して、本条が制定されていなかったら、かかる記念物を当面占有又は所有している人又は全ての人の同意なしには合法的に行い得ない行為を為す権限を与えるものとして、あるいは、本条が制定されていなかったら、同人の同意なしにかかる行為を為すことに関して、かかる人が有したであろう法的救済手段をかかる人から奪うものとして、機能してはならない。

第15条【理事による助言他】

1.理事は、国家記念物の所有者によりそうするよう要請された場合には、かかる記念物の処置、保存、又は修繕に関する助言を、かかる所有者に与えることができる。

2.国家記念物の所有者が、理事の助言又は承認に従って、国家記念物の処置、保存又は修繕のための作業を実施する場合には、理事は、かかる所有者の要請があれば、かかる作業の実施を監督することができ、また理事が後見人である国家記念物の場合には、かような要請の有無にかかわらず、かかる作業の実施を監督する。

3.理事は、財務大臣が別途命令しない限り、本条に基づき理事が与える助言又は監督について、上記大臣が命じる報酬を請求し、支払を受ける。

第16条【国家記念物への公衆の入場】

1.理事又は地方当局が国家記念物の所有者又は後見人である場合には、理事又はかかる

地方当局(場合に応じていずれか)は、本条の規定に従い、理事又はかかる地方当局により規定される入場料(もしあれば)を支払い、それらにより規定される条件及び制限に従って、公衆がかかる記念物に入り、かかる記念物を見ることを許す。

2.本法により廃止された法律に基づき作成された捺印証書により、理事又は地方当局が国家記念物の後見人である場合には、かかる捺印証書又はその他により与えられる、かかる記念物の所有者の同意なしに、又はかかる同意に従う以外の形で、公衆はかかる記念物への入場を許されない。

3.本法に基づき作成され、かかる記念物への公衆の入場の、絶対的であれ条件付であれ、禁止を含む捺印証書により、理事又は地方当局が国家記念物の後見人である場合には、かかる記念物の所有者の同意なしに、又はそれに従う以外の形で、あるいはかかる入場に関して、かかる捺印証書に含まれる規定(もしあれば)に従う以外の形で、公衆はかかる記念物に入場してはならない。

第17条【国家記念物での埋葬】

1.理事又は地方当局が、宗教的建物である国家記念物の所有者又は後見人である場合には、理事は、そうすることが必要又は望ましいと自らが考える場合には、命令により、かかる記念物内又は、そこから、かかる命令において指定される距離内での死者の遺体の埋葬を禁止することができる(以下に言及される場合を除く)が、地方当局が所有者又は後見人である国家記念物に関しては、かかる地方当局の申請がある場合又はかかる地方当局の同意を得た場合を除き、かかる命令を下してはならない。

2.理事は、自らが適切と考える、かかる命令において指定又は特定される一人以上の人の遺体の埋葬を、本条に基づき自らが下す命令の作用から除外することができ、本条に基づく命令が予定される記念物の内部又は下に、死去したかかる記念物の所有者の遺体及びかかる所有者の家族の死去した一員の遺体が埋葬される権利を有し、通常埋葬されている納骨所又はその他の埋葬場所が存在する場合には、理事は、かかる納骨所又はその他の埋葬場所へのかかる遺体の埋葬を、かかる命令の作用から除外する。

3.国家記念物に関して、本条に基づく命令が下される場合には、かかる記念物の所有者又は後見人である理事又は地方当局(場合に応じていずれか)の同意なしに、かかる記念物の中又は周辺の墓所の上又は周囲に笠石、墓石、柵、又はその他同様の構造物を建設することは、何人であれ非合法である。

4.本条に基づく命令に違反して、国家記念物の中又は周辺に死者の遺体を埋葬するか又

は埋葬させる人、あるいは本条に違反して、墓所の上又は周囲に、笠石、墓石、柵又はその他の構造物を建設するか又はかかる構造物を建設させる人はすべて、本条に基づく犯罪に関して有罪であり、陪審によらない有罪判決により、20 ポンドを超えない罰金に処せられる。

第18条【歴史的重要性を有する国家記念物への銘板の設置】

理事又は地方当局は、歴史的重要性を有し、地方当局の場合には、その職掌区域内に位置する国家記念物の所有者の同意を得て、かかる国家記念物に、その歴史的重要性を生じさせる、かかる国家記念物に関する事実を述べた銘板、プレート、碑文、又はその他の掲示を設置するか又は設置させることができる。

第19条【国家記念物での広告の制限】

1907年広告規制法に基づき条例を定めることのできる目的は、これを、国家記念物の上又は中、あるいはかかる記念物に隣接する場所での、またそのアメニティに有害な影響を及ぼす方法又は手段での、広告の展示の規制、制限及び防止に拡大することができる。

第20条【理事による国家記念物の点検】

1.理事はいつでも、随時、理事が全般的に又は特定記念物に関して指令する点検及び報告を、かかる国家記念物に関して、その担当官に行なわせることができる。

2.理事の担当官は、本条に基づき国家記念物を点検することを目的として、かかる記念物及びその他の土地及び敷地に入ることができ、そこでかかる点検の目的のために必要と同人が考える全てのことを行なうことができる。

3.理事の担当官が本条に基づく権限を行使するのを妨害又は邪魔する人はすべて、本条に基づく犯罪に関して有罪であるものとし、陪臣によらない有罪判決により、5 ポンドを超えない罰金に処せられる。

第21条【国家記念物諮問評議会】

1.大臣は、命令により、本法の規定の執行から生じるか又はそれに関連する問題、あるいは国家記念物及びその保護及び保存に影響を及ぼすその他の問題に関して、理事に助言及び支援を与えるために、国家記念物諮問評議会と呼ばれる諮問評議会を設置することができる。

2. 諮問評議会は、国立博物館のアイランド遺物保管人及び、大臣により職権上のメンバーとして、随時その目的のために指名される理事の担当官、及び大臣がそのメンバーに指名する人数の、指名メンバーとしてのその他の人々(以下の団体、すなわち王立アイランド学士院、王立アイランド遺物協会、及び王立アイランド建築家協会の代表者を含む)から構成される。

3. 諮問評議会の指名メンバーはすべて、同人がそれまでに死亡又は辞任していない限り、その指名日から3年間のみ評議員の職を保持するが、再指名の資格を有する。

4. 諮問評議会は、理事が招集したときは常に、また評議会がその都度決定するその他の機会に、会合する。

5. 諮問評議会は、国家記念物に関連する問題に関して理事に意見を陳述することができ、理事によりそうするよう要請された場合には、かかる記念物に関する質問に関して助言を理事に与える。

6. 大臣は、議会により与えられる金銭から、諮問評議会及びその委員会のメンバーに、旅費の払戻し及び出張手当の支払に関して、大臣が正当と考える金額を支払うことができる。

第22条【地方諮問委員会】

1. 地方当局は、本条に述べられる機能を遂行するために、諮問委員会(本法においては地方諮問委員会と称する)を設置することができ、かかる委員会はすべて、それを設置した地方当局の管掌区域の名称に「国家記念物諮問委員会」の語を続けた名称を称する。

2. 地方諮問委員会はすべて、同委員会を設置する地方当局がそのメンバーに任命する3名から5名の人数の人から構成される。

3. 地方諮問委員会のメンバーに任命される人は、地方当局が適切と考える通りに、それを任命する地方当局のメンバーであってもなくてもよいが、いかなる場合も、建築学、考古学又は何らかの類似学問についての実務経験又は特別な知識又は関心を有する人とし、任命時に地方当局により定められた職に定められた期間在職していなければならない。

4. 地方諮問委員会は、それを設置した地方当局に要請された場合は常に、かかる地方当局の職掌区域内の国家記念物又は特定国家記念物の保護及び保存に関連して、あるいは本法に基づく義務及び職務のかかる地方当局による履行から生じるその他の問題に関連して、かかる地方当局に助言及び支援を与える。

5.地方諮問委員会は、それを設置した地方当局あるいは理事又は諮問評議会に対して、その職掌区域内の国家記念物に関して、自らが適切と考える意見を陳述することができる。

第23条【考古物発見の報告】

1.考古物を発見した人はすべて、かかる物品を発見してから14日以内に、かかる発見を、かかる物品が発見された地域の当直の国家警察隊(Garda Síochána)の一員又は国立博物館のアイランド遺物保管人に報告するものとし、かかる報告を行なう際に、自身の氏名及び住所、当該物品の性質又は性格、及び同人がそれを発見した場所及び状況を述べるものとし、また、同人が上述の通りに報告を行なわれなかつたか否かにかかわらず、また誰にかかる報告(行なったとすれば)したかにかかわらず、要請があり次第、国家警察隊の誰にでも、また上記の保管人に、かかる物品又はその発見に関連して自らが知っている全ての情報を与えるものとし、国家警察隊の誰にでも、また上記の保管人に、かかる物品を検査、調査又は撮影することを許可する。

2.考古物を発見しながら、

(a) 合理的理由なしに、本条に従ってかかる発見を報告しない人、又は

(b) 同人が知る限り、いずれかの重大な点において偽りの又は誤解を生むような、かかる発見の報告を、本条に基づき行なう人、又は

(c) 本条に違反して、かかる考古物又はその発見に関する情報を、国家警察隊の一員又は国立博物館のアイランド遺物保管人に与えないか、又は与えることを拒否する人、又は

(d) 国家警察隊の一員又は国立博物館のアイランド遺物保管人に、かかる考古物又はその発見に関連して、同人が知る限り、いずれかの重大な点において偽りの又は誤解を生むような情報を与える人

は、本条に基づく犯罪に関して有罪とし、その陪審によらない有罪判決により、10ポンドを超えない罰金に書せられる。

第24条【考古物輸出の禁止】

1.誰であれ、本条に基づき、教育大臣により発行される許可証なしに、又は許可証に従う以外の形で、考古物を輸出するか又は輸出を試みるか、あるいは輸出のために売却することは非合法である。

2.教育大臣は、自らの裁量で、いずれかの特定考古物を輸出するための許可証をいずれかの人に発行することができ、かかる許可証に、自らが適切と考える条件及び制限を挿入することができる。

3.本条に違反して、考古物を輸出するか又は輸出を試みるか、あるいは輸出のために売却する人は、本条に基づく犯罪に関して有罪であるものとし、陪臣によらない有罪判決により、50ポンドを超えない罰金、又は裁判所の裁量で、六ヶ月を超えない禁錮、あるいはかかる罰金及びかかる禁錮の両方に処せられる。

第25条【考古物への損傷等の禁止】

1.誰であれ、考古物を損傷、摩損又は破壊することは非合法であるものとし、誰であれ、本条に基づきそのために付与される許可証に基づき、又はそれに従う以外の形で考古物を改変することも非合法である。

2.教育大臣は、自らが適切と考える場合には、いずれかの人に、許可証に指定された方法で、指定された範囲で、指定された条件に従って、指定された考古物を改変する許可証を発行することができる。

3.本条に違反して考古物を損傷、摩損、破壊又は改変する人はすべて、本条に基づく犯罪に関して有罪であるものとし、陪審によらない有罪判決により、50ポンドを超えない罰金、又は裁判所の裁量で、六ヶ月を超えない禁錮、あるいはかかる罰金及びかかる禁錮の両方に処せられる。

第26条【考古学目的での発掘の制限】

1.誰であれ、本条に基づき理事により発行される許可証なしに、又はそれに従う以外の形で、いずれかの土地の中又は下を、考古物を全般的に探し、あるいはかかる土地の中又は下に存在すると知られているもしくは信じられている考古学的重要性を有する特定の構造物又は物を探し、露出させ又は調査することを目的とし、あるいはその他の考古学目的で、発掘又は掘削することは非合法である。

2.理事は、自らの裁量で、いずれかの人に、指定された考古学目的のために指定された土地の中又は下を発掘又は掘削するための許可証を発行することができ、かかる許可証に、自らが適切と考える条件及び制限を挿入することができる。

3.本条に違反して、いずれかの土地の中又は下を発掘又は掘削する人は、本条に基づく犯罪に関して有罪であるものとし、それに関する陪臣によらない有罪判決により、25ポンドを超えない罰金に処される。

4.本条のなにもものも、農業的又は工業的事業のための、いずれかの土地の中又は下での掘削には適用されず、それらを非合法にしないものとし、本条に基づく許可証は、本条が可決されていなかった場合に非合法であったはずのを行なうことを合法としない。

第27条【1903年アイルランド土地法第14条の修正】

1903年アイルランド土地法第14条における「古代記念物」という表現は、本法における「国家記念物」という表現と同じ意味を有し、上記条項はしかるべく解釈され、しかるべき効果を有する。

廃止された法律

会期及び号	略称	廃止範囲
45 & 46 Vic. c.73.	1882 年古代記念物保護法	法律全体
55 & 56 Vic. c.46	古代記念物保護(アイルランド)法	法律全体
1 Geo.V. c.3.	1910 年古代記念物保護法	法律全体
61 & 62 Vic. c.37	1898 年地方政府(アイルランド)法	第 19 条
3 Edw. VII. c.37.	1903 年アイルランド土地法	第 14 条 4 項
No. 42 of 1923	1923 年土地法	第 47 条

出典: Irish Statute Book Database